

刑事判例研究 (4)

中央大学刑事判例研究会

警察官がマンション内のゴミステーションに捨てられたごみ袋の任意提出を受けて領置し、これを開封してその内容物を確認するなどした捜査手続が適法とされた事例

山 田 峻 悠

平成三〇年(う)第五四〇号 建造物侵入、窃盗、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反被告事件 平成三〇年九月五日 東京高等裁判所第三刑事部判決
高等裁判所刑事判例集七一巻二号一頁 裁判所ウェブサイト

【事実概要・訴訟の経緯】

本件は「金品窃取の目的で、平成二八年五月一五日頃、B所在の短期大学の本館内に無施錠の五階非常口ドアから侵入し、現金三九二万一八六七円を窃取した」という建造物侵入、窃盗等の事案である。本件の争点は、警察により領置された紙片(以下「本件紙片」という。)の証拠能力である。本件紙片は、短期大学の職員が窃取された現金を金庫で保管するに当たって金額等を記載し

てその現金とともに輪ゴムで束ねていたものであり、被告人と本件犯人の同一性を認定するための証拠の一つとされた。

原裁判所により認定された事実によれば、本件紙片の領置に至るまでの経緯は以下のとおりである。

被告人は、多発していた侵入窃盗事件の被疑者と目されており、警察は、被告人が居住するマンション（以下「本件マンション」という。）の管理会社の協力を得て、マンション内の防犯カメラの映像を見せてもらう等の被告人の行動確認を行っていた。しかし、これら捜査活動からは有力な証拠を得ることができなかった。そこで、被告人が排出するごみについても捜査を実施することになった。

本件マンションでは、各階にゴミステーションが設けられ、居住者はここにごみを捨て、清掃員は各階のゴミステーションから地下階に設けられたごみ置場にごみを集積するという方法でごみの回収がなされていた。これらごみ関連施設は、本件マンションの管理規約において、住戸の区分所有者のみの共用部分と位置付けられていた。また、ごみ回収等の清掃業務は管理組合の業務とされていたが、管理組合はマンション管理会社に対して、マンション管理会社は更に清掃会社に対して清掃業務をそれぞれ委託していた。

警察は、マンション管理責任者や清掃業者のごみ回収責任者と協議の上、被告人が居住する階のごみについては、他の階のごみと混ざらないよう回収してもらうことにし、回収されたごみは、警察官が警備室を通じてごみ置場に行き、清掃員立会いの下でそれを確認するという方法で、平成二八年四月よりごみの捜査を開始した。そして、同年五月一六日、警察官らが警備室でマンション管理会社の管理員の了解を得て地下一階のごみ置場に行き、被告人が居住する階から回収されたごみのうち、外観から被告人の出したごみの可能性のあるごみ四袋について、上記管理員が立ち会って、一袋ずつ開封していくと、そのうちの一つのごみ袋から本件紙片等が発見された。警察官らは立ち会っていた管理員からこのごみ袋の任意提出を受け領置調書を作成し、管理員にいったん還付した上で、改めて管理員から本件紙片等のみの任意提出を受けた。なお、本件ごみの捜査は、被告人が逮捕される平成二八年八月まで約四か月にわたって実施された。

原裁判所は、以下の理由に基づき本件紙片につき証拠調べ決定を行い、また、有罪判決を下すにあたっても、同証拠調べ決定を変更すべき理由はないとして、本件紙片に対する被告人側の主張を退けた。

①本件において、ごみを捨てる者が各階のゴミステーションに捨てた時点でごみの占有は清掃会社に移転していた。②ごみの領置は処分権限を有する所持者からの任意提出を受け行われ、また、ごみの内容物の確認は留置の要否を判断するために必要な処分として行われたものであり、所有・占有の観点から違法を見いだせない。③自分の捨てたごみがそのまま回収・搬出されて他人にその内容を見られることはないという期待を居住者は有しているが、この観点から見ても、ごみを捨てるという行為は、不可避的に第三者による接近を許す機会や第三者に処分を委ねる機会の存在を伴うことから、その期待の要保護性は高いとはいえず、捜査の必要がある場合に、ごみの領置等を妨げるものではない。

これに対して、被告人側は、本件紙片を証拠として許容した点に訴訟手続の法令違反があるとして、控訴した。

【判旨】

控訴棄却

東京高裁は、以下のように本件紙片の証拠能力を認め、原裁判所の訴訟手続に法令違反はないとし、本件控訴趣意には理由がないことから刑訴法三九六条に基づき本件控訴を棄却した。

「本件マンションにおけるごみの取扱いからすると、居住者等は、回収・搬出してもらったために不要物としてごみを各階のゴミステーションに捨てているのであり、当該ごみの占有は、遅くとも清掃会社が各階のゴミステーションから回収した時点で、ごみを捨てた者から、本件マンションのごみ処理を業務内容としている管理組合、その委託を受けたマンション管理会社及び更にその委託を受けた清掃会社に移転し、重畳的に占有しているものと解される。」

そうすると、本件ごみの領置は、その所持者が任意に提出した物を警察が領置したものであり、警察がそのごみ四袋を開封しそ

の内容物を確認した行為は、領置した物の占有の継続の要否を判断するために必要な処分として行われたものであるといえる。

このようなごみの捜査を行う必要性について見ると、原審証拠によれば、被告人は、多発していた侵入窃盗事件の被疑者と目され、行動確認のための捜査が行われたが、「本件マンションには出入口が多数あつて被告人が本件マンションを出るのを把握することが遅れて追尾できなかつたり、被害発生現場付近まで追尾できるようになつてもその付近における被告人の行動から失尾してしまつたりするなどの状況から、被告人に対し侵入窃盗事件の嫌疑が高まつていたものであり、上記のようなごみの捜査を行う必要性は高かつたといえる。また、被告人の捨てたごみの中には、被告人に対する嫌疑がある侵入窃盗事件の被害品の一部や犯行時に犯行現場付近に存在したことを示すような証拠等が混ざつている可能性があるから、上記のようなごみの捜査を行う合理性もあつたといえる。」

さらに、上記のようなごみの捜査の相当性について見ても、本件ごみの捜査は約四か月間にわたつて行われていたことが認められるが、「上記のとおり、被告人が警察に検挙されないようにする行動を取つていると推測される状況があつたことからすると、上記のような証拠になり得る物がごみとして出されるのをとらえるために、ある程度の期間にわたつて上記のようなごみの捜査をすることもやむを得なかつたといえる。しかも、上記のとおり、警察は、被告人の住戸のある階のごみの中から、外観から被告人が出したごみの可能性のあるごみ袋に絞り込んでおり、領置して開封するごみ袋を極力少なくする配慮をしていたのである。これらことからすると、上記のようなごみの捜査は、相当な方法で行われていたといえる。

本件マンションの居住者等は、ゴミステーションに捨てたごみが清掃会社によりそのまま回収・搬出され、みだりに他人にその内容を見られることはないという期待を有しているものといえるが、このことを踏まえても、本件紙片を領置するに至つた捜査は、上記のような必要性があり、その方法も相当なものであつたのであるから、警察がその所持者から本件紙片等の入つていたごみ一袋を含むごみ四袋の任意提出を受けて領置した上、それらのごみ袋を開封してその内容物を確認し、証拠となり得る物と判断した本件紙片等について、改めて任意提出を受けて領置した捜査手続は適法なものといえる。

弁護人は、本件におけるごみの捜査は、集合住宅の共用部分という私的領域に排出された物に対して行われており、最高裁平成二〇年四月一五日決定（刑集六二巻五号一三九八頁）が、ごみの占有放棄の重要な要件として公道上のごみ集積所への排出を要求していることからすると、ごみの占有放棄を前提として本件紙片の領置手続を合法とした原裁判所の判断は誤っていると主張する。しかし、上記最高裁決定は、遺留物に関するものであり、所持者が任意に提出した物に関する本件とは事案を異にするものである。また、弁護人は、本件マンションはオートロック式であり、部外者の立入りが制限されているため、公道に捨てられた場合と比較して第三者がごみにアクセスする可能性が低いことなどに照らしても、プライバシー保護の程度は高いなどとして、本件紙片の領置手続は違法と判断されるべきであると主張する。しかし、本件における上記のようなごみの捜査の必要性の高さやその方法の相当性に照らすと、上記のとおり、本件紙片を領置するに至る捜査手続は適法といえる。」

【研究】

1. はじめに

本件は、警察官が私的領域であるマンション内のゴミステーションに捨てられたごみ袋をマンション管理会社の管理員から任意提出を受けて領置し、これを開封してその内容物を確認するなどした捜査手続の適法性が争われた。東京高裁は、本件ごみの捜査活動が領置と領置に伴う必要な処分⁽¹⁾に当たると判断した上で、本件ごみの捜査の必要性、合理性、方法の相当性につき判断している。これは領置の法的性質を任意処分とみた上で、マンション内のごみに一定の保護すべき期待を認め、この期待への干渉があることから任意処分としての適法性を問題としているように思われる。

2. 「領置」の法的性質

本件領置手続の適法性に関する議論の前提として、まず刑法二二二条の「領置」の法的性質について確認することにする。領置とは、「捜査機関が承諾を要しない遺留物や承諾のある提出物の占有を取得する処分」をいう⁽²⁾。このような制度が設けられている趣旨は、対象物と被疑事実の関連性が分からなくとも後に証拠物と判明する場合があります、ひとまず捜査機関がその全部を保有しておく必要があることとされる⁽³⁾。そして、任意提出物の領置の場合、領置の手方として『所有者』だけではなく、『所持者（自己のために対象物の占有を有する者）』『保管者（他人のために対象物の占有を有する者）』まで挙げられており、提出者が所有者その他権限のある者であることを必ずしも必要としていないと考えられている⁽⁴⁾。

領置は、占有を取得する過程で強制力を用いない点で令状によることを要しないが、いったん領置がなされればその領置物については強制的に占有が継続され、領置物の占有を回復するためには還付手続を経る必要があることから、その法的性質につき争いがある。この点、多数説は占有取得の過程で強制力を用いない点に照らして、任意処分の一⁽⁵⁾種と解しており、また、判例も同様の立場に立つと解されている⁽⁶⁾。

この多数説の理由付けでいわれる「強制力」は物理的強制力を指すと解されるが、物理的強制力の有無で強制処分であるか否かを判断することには疑問が残る。とはいえ、遺留物の領置に関していえば、領置物につき占有の喪失もしくは放棄がなされており、そこに保護すべき重大な利益の侵害はなく、また、任意提出物の領置に関して、典型的には所有者の同意に基づく行為なので、個人の意思を制圧するような性質のものではない。したがって、領置の法的性質は任意処分と捉えるべきであるように思われる。

3. 関連判例

ごみの領置に関して先例はどのような判断を行ってきたのか。ごみの領置に関する最高裁の判断として、最決平成二〇年四月一五日刑集六二巻五号一三九八頁（以下「平成二〇年決定」とい⁽⁷⁾）を挙げることができる。この事件は、本件とは異なり、公道上にあるごみ集積場に被告人が排出したごみを回収し、被告人が犯行時に着用していたと思料されるダウンベストを領置した事案である。被告人側は、本件領置手続は令状なく占有を取得し、そのプライバシーを侵害した違法な捜査手続である旨主張した。これに対して、最高裁は、「ダウンベスト等の領置手続についてみると、被告人及びその妻は、これらを入れたゴミ袋を不要物として公道上のごみ集積所に排出し、その占有を放棄していたものであって、排出されたごみについては、通常、そのまま集積されて他人にその内容が見られることはないという期待があるとしても、捜査の必要がある場合には、刑法法二二一条により、これを遺留物として領置することができるといふべきである」とし、ダウンベストの領置手続は適法であるとされた。

このように、平成二〇年決定では、まず被告人が公道上のごみ集積所にごみを排出した時点で占有を放棄したとし、占有侵害を否定した上で、更にプライバシーの観点からしても捜査の必要があったことから本件領置手続に違法はないとしている。ごみに対するプライバシーという観点について、この最高裁の判示からは、①排出されたごみについてはもはやプライバシーの期待は存在していないが、被告人側の上告趣意に答える形で言及した、②排出されたごみにも一応プライバシーの期待はあるが、その要保護性は低く、捜査の必要性が認められるので違法とはならないと示した、という二つの解釈を行うことができ、最高裁の考えがどちらの立場に立ったのかは明らかではない。

また、本件と同様に、「私的領域」である居住地から市職員が回収しその職員から任意提出されたごみを領置した

ことの適法性が争われた下級審の裁判例⁽⁹⁾があるが、ごみに対する期待の有無に関してはこの事件で争われなかった。以上のように、公道上であれ私的領域であれ、ごみに対して保護されるべき一定のプライバシーの期待が認められるかはこれまで明示的に判断されておらず、また、仮にあるとしてもその要保護性は低いと捉えられてきたといえる。

4. 本判決の検討

(1) 本判決の判断枠組み

本判決の判断は以下のように二段階の構造をとるように思われる。

第一に、本件ごみの占有の取得を「領置」として行いうるのかにつき検討を行っている。この点、本判決は、ごみの占有は、遅くとも清掃会社が各階のゴミステーションから回収した時点で、ごみを捨てた者から、マンション管理組合、マンション管理会社及び清掃会社に移転し、重疊的に占有している状態になったとした上で、本件ごみの捜査を領置とそれに伴う必要な処分として行われたものと認定している。

ここで東京高裁が強調している点は、マンション管理会社の管理員が適法にごみを占有していたという点である。東京高裁の理解によれば、このように適法に占有を有している者から任意にごみの提出がなされている以上は、領置が成立することになる。

第二に、本判決は、ごみに対して「ゴミステーションに捨てたごみが清掃会社によりそのまま回収・搬出され、みだりに他人にその内容を見られることはないという期待」を被告人が有しているとし、別途本件領置手続の適法性について検討を加えている。

東京高裁が認定した本件マンションのごみの集積方法によれば、マンション住民がごみをゴミステーションに排出して以降、原則的に清掃業者以外の者はごみにアクセスできないことになる。東京高裁は、このような事実を前提として、たとえマンション住人である被告人が処分のためにごみを清掃業者に委ねていたとしても、マンション内に置かれたごみに関してはその内容を第三者にみだりに見られない期待が被告人に認められることになる¹⁰と判断したものであると考えられる。そして、ごみの内容物を確認することで本件ごみの捜査はこの期待に干渉することから、別途この期待への干渉を問題としていえると考えられる。本判決は、この期待への干渉の適法性を判断するうえで、本件捜査の必要性、合理性、手段の相当性について検討を加えている。これは、多数説及び先例と同様に、領置の法的性質を任意処分と解し、任意処分として適法といえるか否かを問題としているように思われる。

この任意処分としての適法性の判断において、まず本判決は、被告人が犯罪に関与している嫌疑が高まっていたことに照らして、本件捜査の必要性は高かったと判断している。また、ごみから証拠が発見される可能性があったことから本件捜査を行う合理性もあつたとする。そして、本件捜査は四か月間続いたが、本件証拠を確保するためにはある程度の期間ごみの領置を続ける必要があつたこと、警察は、被告人の住戸のある階のごみの中から、外観から被告人が出したごみの可能性のあるごみ袋に絞り込んでおり、領置して開封するごみ袋を極力少なくする配慮をしていたことに照らして、本件捜査活動は相当な方法で行われたものであつたとし、本件ごみの捜査を適法と判断している。ここで本判決が特に問題しているのは、本件ごみの捜査が四か月間継続して行われている点である。ごみを長期間にわたって収集することによって被告人の私生活が明らかになり、たとえ個別的に見れば程度の低いプライバシーの侵害も、それが積み重なることで重大なプライバシー侵害に至りうると考えられる。

この点、本件紙片を領置した過程を見ると、ごみ袋を領置して内容物を確認し、紙片を発見した後、いったんごみ袋を還付して紙片のみを改めて領置している。このように証拠物以外は収集しないよう警察は努めており、私生活を明らかにするような重大なプライバシー侵害を伴わないように慎重に本件ごみの捜査を行っていたことが伺われる。加えて、外観から被告人のごみと思われるもののみを選別し、開封するごみを極力少なくするように配慮していた。これは、ごみの捜査が不当に広がり、被告人と同じ階に住む住人のプライバシーが無用に侵害されることを防ごうとするものであると解することができる。

このようにみると、本件ごみの捜査には被告人及び被告人と同じ階に住む住人のプライバシーへの十分な配慮があったとすることができる。そこで、本判決は、ごみに対する期待への侵害を正当化できるほどの十分な正当化根拠があった旨を指摘しているのであると思われる。

(2) 領置の適法性の判断方法について

以上のように、本判決は①ごみの占有を正当に有するマンション管理会社の管理員から任意にごみの提出がなされていることから、本件ごみの捜査活動が領置の要件を充たすと判断した上で、②所持者であるマンション管理員とは別に、被告人がごみに対する保護されるべき期待を有していることから、領置が任意処分として適法といえるかにつき別途検討を行っている。とはいえ、領置としての法律上の要件を充たしていると判断しているにもかかわらず、さらにその適法性を問題とするこの理論構成には疑問が残る。

東京高裁が理解していたように、条文中、所持者が任意に対象物を捜査機関等に提出すれば領置の要件を充たすこ

とになるようにみえる。とはいえ、本件においてごみに対して被告人の期待が認められていたように、領置対象物に何らかの権利・利益を有している者が、所持者とは別に存在している場合に、所持者のみの判断で任意提出を行うのだろうか。例えば、宅配業者が宅配物を任意に捜査機関に提出すれば、領置が成立するという結論は妥当だろうか。領置の成立の可否を検討するにあたっては、対象物の占有を有する者以外の関連する利益も考慮に入れるべきであるように思われる。

このように考えると、領置に当たるか否かを検討する段階で、被告人のプライバシーの期待が考慮されることになり、本判決のように、領置が成立するとした上で改めて、領置手続の適法性を検討する必要はないことになる。

この理論構成を本件事実に当てはめて考えてみると以下のようにになると考えられる。すなわち、被告人はごみに対してプライバシーの期待を有しているが、本件では、被告人に対する嫌疑が高まっており、本件ゴミ捜査を行う必要性は高く、又、ごみの捜査はなるべく被告人及びマンション住民のプライバシーを侵害しないよう十分な配慮がなされてきたものであり、被告人の期待への干渉を正当化するような十分な正当化根拠があるといえる。このように被告人の期待への侵害が正当化される以上、ごみの占有を有するマンション管理員がごみの所持者として任意にごみを提出すれば、領置が成立し、本件ごみの捜査は適法といえることになる。

(3) ごみに対するプライバシーの期待

これまで行ってきた分析は東京高裁が認定した「ゴミステーションに捨てたごみが清掃会社によりそのまま回収・搬出され、みだりに他人にその内容を見られることはない」という期待が一応保護するに値するものであることを前

提としているが、この点については検討の余地があるように思われる。

我々は、ごみとして排出したものであったとしても、みだりに他人にその内容を確認されたくないという感覚を通常有しているように思われる。本判決はこのような一般的な感覚が一切保護を受けないという結論は妥当ではないという問題意識に基づくものであるように思われる。とはいえ、本判決は、この期待がなぜ法的に保護されるべきであるのかにつき、特に言及していない。原裁判所の判断を前提としていることに照らせば、本判決自体も、ごみとして何かを捨てるという行為が「不可避的に第三者による接近を許す機会」や「第三者に処分を委ねる機会の存在」を伴うことを理由に、この期待の要保護性は低いものであると解しているように思われる。

ごみに対するプライバシーの期待に関しては、例えば、被告人が任意にごみを清掃業者に預けている以上、清掃業者がその後どのようにごみを取り扱うかについてはコントロールできないと考えることができる。⁽¹¹⁾ すなわち、清掃業者は通常の業務を行う上でごみの内容物を確認することがあり、仮に犯罪が疑われる物がごみの中にあつた場合などには警察に通報することもある。また、第三者によって集積所のごみが持ち去られることも起こりうる。このように中身を確認される危険は当然予測されることであるにもかかわらずごみを任意に排出しているのだから、ごみを排出した者はこのような危険を自ら負担しなければならぬと考えられるのである。このように解すると、仮に被告人がみだりに他人にごみの内容を見られないという期待を有していたとしても、誰かに見られるという危険は被告人が負担しなければならぬものであり、被告人のこの期待は保護するに値しないか、あるいは、その要保護性は低くより緩やかな規律を及ぼせば足りるということになる。

さらに、対象物をごみとして排出することですべての権利・利益を放棄したことになると考えることもできる。そ

もそもごみは不要物であり、それを任意にごみ捨て場に排出しているものであるから、ごみについてもはや保護すべき権利・利益はないと解することができるのである。この立場によれば、本判決が認定したような期待の存在も認められないことになるだろう。

いずれにせよ、ごみに対するプライバシーの期待の内容及びその要保護性に関しては今後さらに議論を深めていく必要があるように思われる。

5. 意義

以上のように、本件は、平成二〇年決定で残された争点であった、私的領域に排出されたごみの領置の適法性につき判断した事例であった。本判決は、本件マンション内に所在するごみについて、その要保護性は低いにせよ、一応のプライバシーの期待が認められるとし、このプライバシーの期待に一定の配慮をしなければならないことを示した点で、捜査実務に影響を及ぼすものであると考えられる。

とはいえ、本判決は、本件マンションのごみ収集方法の下で被告人にごみに対するプライバシーの期待があることを示したのみで、ごみ一般にプライバシーの期待が認められると判断したわけではない。どのような場合にごみに対するプライバシーの期待が認められるのかについては本判決からは不明確であり、今後の事例の集積が待たれる。

(1) 本件評釈として、北原直樹「判批」研修八四五号一九頁(二〇一八年)、浅葉義浩「判批」警察公論七四卷四号八七頁(二〇一九年)、是木誠「判批」警察学論集七二卷七号一五一頁(二〇一九年)、金子章「判批」法学教室四四六号一二七頁(二〇一九年)。

〇一九年)がある。

- (2) 河上和雄他編『大コンメンタール刑事訴訟法 第二版 第四卷』(青林書院、二〇二二年) 五七八頁。
- (3) 河上和雄他編『大コンメンタール刑事訴訟法 第二版 第二卷』(青林書院、二〇二一年) 二九九―三〇〇頁。
- (4) 河村博他編『裁判例コンメンタール刑事訴訟法 第二卷』(立花書房、二〇一七年) 二〇七―二一一頁。
- (5) 河上・前掲注(3)、三〇二―三〇四頁参照。なお、領置を強制処分の一種ととらえる見解として、田口守一『刑事訴訟法 第七版』(弘文堂、二〇一七年) 九五頁、上口裕『刑事訴訟法 第四版』(成文堂、二〇一五年) 一四二―一四三頁、白取裕司『刑事訴訟法 第九版』(日本評論社、二〇一七年) 一二八頁等参照。
- (6) 最決昭和二九・一〇・二六集刑九九号五三一頁。この事件において「押収中には強制処分としての差押のほか任意処分たる領置も含まれる」とされた。
- (7) 鹿野伸二「判解」『最高裁判所判例解説 刑事篇(平成二〇年度)』(法曹会、二〇二二年) 二八九頁、宇藤崇「判批」ジュリスト臨時増刊一三七六号二〇八頁(二〇〇九年)、小木曾綾「判批」椎橋隆幸・柳川重規編『刑事訴訟法基本判例解説 第二版』(信山社、二〇一八年) 一二八頁、洲見光男「判批」別冊ジュリスト三三二号一八頁(二〇一七年)、酒巻匡「判批」別冊ジュリスト二〇三号二〇頁(二〇一一年)、伊藤博路「判批」名城ロースタール・レビュー一八号二三五頁(二〇一〇年)、隄良行「判批」捜査研究五七卷一―二四頁(二〇〇八年)、杉山貴文「判批」警察公論六三卷八号一〇六頁(二〇〇八年) など参照。
- (8) 宇藤・同右、二一〇頁、伊藤・同右、二三八頁。
- (9) 東京高判平成二九年八月三日判例秘書登載。
- (10) この点、本判決は、原裁判所や平成二〇年決定と異なり、捜査の必要性だけでなく、合理性や手段の相当性についても検討しており、一見すると考慮要素が異なるようにも見える。しかし、任意捜査といえども、侵害利益に対して相当と言えなければならぬとは当然である。したがって、本判決と平成二〇年決定や原裁判所の考慮要素が異なるわけではなく、原裁判所の判断の捕捉として説明を加えているものと考えられる。北原・前掲注(1)、三〇頁、浅葉・前掲注(1)、九三頁参照。
- (11) アメリカでは、公道上におかれたごみ袋の無令状搜索・押収が第四修正に違反しないかが争われた California v. Greenwood, 486 U.S. 35 (1988) において、ごみを回収者に渡すという目的でごみを公道上においたとしても、回収者及び警察などの第

三者がごみの処理以外の目的で用いる可能性があることを論拠の一つとして、ごみに関しては第四修正上保護されるプライバシーの期待は存在しないと合衆国最高裁判所は判断している。椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅵ』（中央大学出版部、二〇一八年）一七五、一八〇―一八一頁（山内香幸担当）参照。また、この判断の背景にある考え方として、他人に預託したプライバシー情報に関する先例である *Smith v. Maryland*, 442 U.S. 735 (1979)、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅳ』（中央大学出版部、二〇一二年）二九〇頁（柳川重規担当）参照。

（首都大学東京法学部助教）